

令和元年度 第1回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

議事録

開催日時：令和元年8月30日（金）午後7時～午後9時

開催場所：尾鷲市立中央公民館 1階 視聴覚室

委員数：15名

出席委員数：14名（欠席1名）

市長、副市長 出席

事務局出席者：10名

【会議内容】

1. 開会

（課長）

定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度第1回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

本日はご多忙のところ、夜遅くにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、本協議会の委員の皆様につきましては、平成30年4月1日より3年間の任期で就任いただいているところですが、本年4月1日より、保険医又は薬剤師を代表する委員として1名、また、6月8日より、公益を代表する委員として1名、新たに就任していただいております。

それでは、新たに委員になられました2名の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。

お名前を読み上げますので、自己紹介の程よろしくお願いいたします。

【 新委員 自己紹介 】

（課長）

続きまして、本会議の成立の可否についてご報告申し上げます。

ただいま、ご出席いただいております委員の皆様は、15名中14名でございます。本日の会議につきましては、尾鷲市国民健康保険規則第3条に規定する開催の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、尾鷲市国民健康保険規則第4条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事を整理し、会務を総理するとなっておりますので、ここで議事の進行を会長に代わらせていただきます。

塩津会長よろしく申し上げます。

(会長)

皆様こんばんは。ただいまから私が議事の進行をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

事項書に基づき、会議を進めてまいります。

2. 市長挨拶

(会長)

まず、加藤市長よりごあいさつをお願いします。加藤市長よろしくお願ひします。

(市長)

皆様こんばんは。ご紹介いただきました市長の加藤千速でございます。本日は大変ご多忙のところ、また夜遅くからお疲れのところ、令和元年度第1回目の尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より国民健康保険事業の運営につきまして、ご支援ご協力を賜っておりますことを心から御礼申し上げます。

さて、国民健康保険の件でございますけれども、制度創設以来ですね、大きな制度改革が昨年度、平成30年度から、要は県単位で運営が始まりまして、今年度で2年目を迎えることとなります。都道府県が運営の中心となって市町村相互の支え合いの仕組みにしようとするものでありますが、県単位と言いましても各市町により状況が違いますので、国保加入者の皆様に納めていただく国保税あるいは保健事業などが全て県内で統一されることになったというわけではございません。

この新制度の中では、国や県からの財政支援の拡充が図られていますけれども、その配分は一律ではございません。要は特定健診の受診率あるいは収納率の向上、これら達成状況によりまして配分される交付金に影響が出る、そういうことから国保加入者の皆様に十分ご理解とご協力をお願いするとともに、市といたしましてもこういった点に積極的に取り組んでいかなければならないと考える次第でございます。

次に本市の国民健康保険事業の運営状況でございますが、国保加入者の高齢化、これがまず第一に挙げられる、二番目に加入者数がどんどん減少する、現在でも減少しておりますけれども、こういったことによりまして財源となる国保税の税収が減少すると同時に、一方では医療の高度化あるいは一人当たりの医療費の増加傾向、こういったことで費用の方がどんどん増加している、収入が減り費用が増える、こういう状況が今現在続いているという状況でございます。大変厳しい状況が続いているという現状でございます。

こういった中で今回ご審議いただく平成30年度の決算につきましては、国保財政が県に一元化された最初の年度の決算でございます。具体的に申し上げますと、歳出決算額が25億7,103万円、そして歳入決算額26億645万3,000円、歳入歳出の差引が3,542万3,000円となっております。

平成29年度の決算と比べて、どうなのかと申し上げますと、歳入歳出の差引額、つまり翌年度への繰越額が大幅に減少したことにつきましては、主に歳出の保険給付費に対して財源として同額の県の普通交付金などが確実に見込めることになったため、年度途中で基金を取り崩す、こういう必要がなくなったということが30年度の状況でございます。

また本日は、今後3年間の国保財政の見通しにつきまして、説明させていただきたいと思っております。皆様ご承知の通り、国民健康保険財政というものは、国や県からの補助金、そして市の一般会計からの繰出金、そして国保加入者の皆様方の保険税、これによりまして成り立っております。市は保険者として収支の均衡を図ること、これが責務であり

まして、これらのバランスを損なったような状況になれば、税率の見直しも検討しなければならぬということでございます。

昨年度より市の国保財政が非常に厳しい状況であることは、すでにお話をさせていただきましたけれども、県が財政を担う新制度がスタートしたばかりで、今後の国保財政の見込みを精査することが、今現在困難であるということなどを理由にしまして、令和元年度からの税率の見直しを見送ったところでございます。

しかしこのままでは、今後も国保財政調整基金を取り崩しながら運営をしていかなければならぬ、基金も枯渇してしまう、こういう危機的な状況になっております。そこで今回まず、今後3年間の見通しを立てまして、不足額をお示しし、そして今後も医療費が増え続けることが見込まれる社会情勢の中で、国民皆保険制度の基盤である国民健康保険制度を維持していかなければならぬ、維持していくためにはどうすべきかという点につきまして、皆様方からご意見を頂戴したいと、このように考える次第でございます。

市といたしましても医療費削減に向けての効果的な保健事業を行うなど、市としての取り組みを継続していきながら、加入者の皆様に応分の負担をしていただくことも、財政健全化対策の一つとして、検討せざるを得ない、このように考えております。

詳細はこの後、事務局の方からご説明させていただきますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見、ご質問を賜りますこと、また今後ともご指導ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私の挨拶と代えさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事録署名委員の指名

会長より議事録署名委員を選出し、両委員とも議事録署名を受諾。

4. 議題1

国民健康保険事業 平成30年度 決算(案)について

(会長)

次に、議事に入りたいと思います。

議題1「国民健康保険事業 平成30年度 決算(案)について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきますが、説明に入る前に、本日の資料について、確認をお願いします。

まず、先般お配りさせていただきました資料が、「資料①～④」となっております。また、本日、机上に、参考資料として、「用語解説」を配布させていただいております。

本日は、資料に基づき説明させていただきますが、資料の方は全部お揃いでしょうか。

それでは、「国民健康保険事業 平成30年度決算案について」ご説明申し上げます。

まず、国民健康保険制度の概要についてですが、社会保険などの適用者以外の方を加入者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とした制度でございます。

資料1の1ページをご覧ください。「国民健康保険 加入者数及び加入世帯数の状況」についてでございます。

国保の加入者は、他の健康保険や公務員などの共済組合に加入されている方、また生活保護を受けられている方、以外を対象にしております。

平成30年度末におきましては、本市の国保加入者数は全体で4,520名、加入世帯数は3,046世帯でございます。人口が17,774人ですので、全人口の約25.4%の方が国保に加入されていることとなります。平成29年度と比べますと、214名、率にして、4.52%減少しております。国保の加入者数は、年々減少傾向で、今後も減少していくものと見込んでおります。

2ページをご覧ください。平成30年度の決算状況を円グラフで示させていただきました。なお、円グラフの金額につきましては、千円未満を四捨五入させていただいております。2ページ左上をご覧ください、歳入総額は26億645万3,000円、4ページ左上をご覧ください、歳出総額は25億7,103万円となっております。

2ページの円グラフをご覧ください。また、円グラフ中の用語については、用語解説の1枚目をご参照ください。

まずは、歳入、収入の主なもののみ説明させていただきます。

まず、国民健康保険税は、3億6,483万円、全体の14.0%です。

これは、30年度現年度分と、29年度以前からの滞納分の両方において、お支払いいただいた金額の合計となっております。

なお、前年度との比較についてですが、3ページの「歳入」の表、右上の黒太枠で囲っている部分をご覧ください。前年度に比べ、2,141万3,226円の減(5.54%減)となっております。

国保加入者の減少と所得の低下、低所得者に対する軽減措置の拡充などにより、保険税の課税額自体が減少していることから、保険税収納額も減少しており、今後も減少が見込まれます。

2ページの円グラフにお戻りください。

次に、県支出金・普通交付金は17億6,776万9,000円、全体の67.8%です。用語解説をご覧ください。

普通交付金とは、医療機関や国保加入者の皆様に支払う医療費などに対する県からの交付金のことです。詳細には、医療費10割のうち、保険者である市が負担する分の7割分や高額療養費などに対する、県からの交付金です。

普通交付金は、30年度からの県一元化に伴い、新たに交付されるようになったものです。

次に、県支出金・特別交付金は、4,830万4,000円、全体の1.9%です。用語解説をご覧ください。

特別交付金とは、特定健康診査に対する県などの負担金や、市が取り組む保健事業等に対する県からの交付金です。

なかでも、収納率の向上や保健事業などの市の取り組みや成果が評価され交付される交付金の獲得においては、特に、特定健診や保健指導、収納率などの高配点の項目で加点されるような取組の検討が必要だと考えています。

次に、他会計繰入金は、2億1,658万8,000円、全体の8.3%です。

これは、市の一般会計からの繰入金となります。繰入という言葉は聞きなれないかもしれませんが、簡単に言うと、市の一般会計から国保特別会計にもらっているお金のことです。この繰入金は、国が示しております基準に沿ったものです。

次に、基金繰入金は、3,973万1,000円、全体の1.5%です。これは、貯金である国保財政調整基金を取崩したものとなります。

なお、前年度との比較についてですが、3ページの表の下から4段目、「再掲：財政調整基金繰入金・・・①」の部分をご覧ください。

前年度に比べ、1億1,761万7,000円の減(74.75%減)となっています。

国保財政調整基金の取崩し額の大幅な減少は、歳出の保険給付費に対して、その財源として、同額の県の普通交付金などが確実に見込めることになったため、年度途中で、基金を取り崩す必要がなくなったことが主な要因となっています。

次に、繰越金は、1億5,793万4,000円、全体の6.1%です。これは、平成29年度から30年度への繰越金のことです。

以上が歳入の主な内容となり、歳入合計は26億645万3,000円となります。

続きまして、4ページの円グラフをご覧ください。

また、円グラフ中の用語については、用語解説の2枚目をご参照ください。歳出、支出の主なもののみ、説明をさせていただきます。

まず、保険給付費は、17億7,204万7,000円、全体の68.9%です。

支出の主なものは、医療費(10割)のうち、保険者である市が負担する約7割分のほか、高額療養費などです。

なお、前年度との比較についてですが、5ページの表の上から4段目をご覧ください。

前年度に比べ、3,843万7,672円の減(2.12%減)となっています。この減少の主な要因としましては、国保加入者数の減少が考えられるところでございます。また、保険給付費の増減は、市が県に納める納付金額を左右します。

4ページの円グラフにお戻りください。

国民健康保険事業費納付金は、5億5,960万9,000円、全体の21.8%です。用語解説の3ページの一番下をご覧ください。

国民健康保険事業費納付金は、h30年度からの県一元化に伴い、新たに県内各市町が県に納めるようになったもので、納付金額は、医療費の増減などにより、毎年変動します。

次に、保健事業費は、2,256万6,000円、率にして0.9%です。これは、特定健診に係る経費、レセプト点検業務委託料などの保健事業の費用です。

毎年、受診率が低いことが課題であります特定健診につきましては、30年度の受診率が速報値で34.3%なので、29年度の31.4%と比べると、2.9%向上する見込みです。

受診率向上のための取組みとして、29年度に引き続き、地区の皆様の協力を得ながら、三木浦町・賀田町・古江町の3地区と、新たに、福祉保健センターにおいても集団健診を実施しました。また、30年度からの新たな取組みとして、集団健診とがん検診の同時実施や、国保連合会の事業ですが、受診勧奨コールセンター委託事業、未受診者個別訪問事業を活用させていただきました。

尾鷲総合病院においても、特別に、1月から3月の、各月毎週金曜日に受診できる機会を設定していただきました。

委員の皆さまにもPRなど、ご協力をいただいた結果が3%近い受診率の向上に繋がったと感じています。

今後も、受診勧奨の強化・受診しやすい体制の整備など、受診率の向上に努めてまいります。

次に、基金積立金は、1億1,853万8,000円、全体の4.6%です。

これは、国保財政調整基金として、積立した、つまり、貯金した分です。

なお、1億を超える積立ができた理由につきましては、平成29年度において、インフルエンザの流行を予測し、保険給付費の増額を見込んで、基金を取り崩して（現金で）支払の準備をしておりましたが、見込みよりも、保険給付費の支出が少なくすんだので、h30年度に繰越し、また積み立てただけです。特に収入が増えたというわけではありません。

以上が歳出の主な内容となり、歳出合計は25億7,103万円となります。

6ページの「単年度の収支差引額」をご覧ください。

2段目の歳入Aについては、①財政調整基金繰入金（財政調整基金を取り崩したもの）や、②前年度からの繰越金が含まれています。

また、6段目の歳出Bについては、③基金積立金（貯金として積み立てたもの）が含まれています。

もし、これらがなかったものとして、収支を考えた時にどうなのかということを表したものが、「単年度の収支差引額」の表となっています。

平成30年度においては、単年度の歳入合計－単年度の歳出合計＝最下段、マイナス4,370万4,323円となり、単年度では、収支がマイナスになっています。

このマイナス分は、前年度からの繰越金や財政調整基金の取崩しなどにより、それらで補てんし、30年度の国保事業の運営ができている状態であるということが言えます。

収支のバランスが崩れておりますので、医療費の適正化に向けた取り組みなどを強化しながら、今年度中に、税率の見直しの検討を進めていきたいと考えています。

なお、税率の見直しにつきましては、次の議題2において、詳細に説明させていただきます。

続きまして、7ページの表をご覧ください。

「国民健康保険税の状況」についての、前年度との比較表でございます。

保険税調定額、収納額ともに、国保加入者数の減少や、加入者の所得の減少、低所得者に対する軽減措置の拡充などから、年々減少傾向であります。

まずは、言葉の説明ですが、調定額とは、保険税の課税額、つまり、保険税としてお支払いいただく金額ということです。

また、収納額とは、実際に、加入者の皆様にお支払いいただいた金額ということです。

ですので、調定額と収納額は異なった数字となっています。

表の左側に、全体と記載している部分をご覧ください。その中の、現年度の小計欄、薄くグレーになっている部分をご覧ください。

平成30年度の現年度分においては、調定額が、前年度に比べて、1,999万8,100円、収納額については、左下の表の外の、枠で囲っている部分をご覧ください、前年度に比べて、1,961万6,899円の減少となっています。

また、現年度分の全体収納率ですが、還付が未だされていない分も含まれてのものとなりますが、93.33%、過年度分の全体収納率は25.94%となっており、現年度、過年度とともに、前年度よりも下がっています。

続きまして、8ページをご覧ください。

「1人当たり保険税額（現年度）等の比較」についてです。

表の左欄に、全体と記載してある部分をご覧ください。全体の下から2段目、30年度の1人当たり保険税額、つまり、保険税としてお支払いいただくべき金額については、7万9,593円で、前年度に比べて、480円の微増となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。

保険給付費の状況についてです。

保険給付費は、大きく分けて、一番上から、療養給付費、療養費、次ページの高額療養費、その他の給付の4つに分けることができます。

一番上の表、療養給付費についてです。

療養給付費とは、医療費10割のうち、保険者である市が負担する7割分などのことです。表の一番下、全体の部分をご覧ください。

前年度と比べて、全体額として4,775万8,163円減少していますが、1人当たりでみると、8,704円増えています。

続きまして、10ページをご覧ください。

高額療養費についてです。

高額療養費は、自己負担額が高額となった場合、保険者である市が負担する費用となります。表の一番下、全体の部分をご覧ください。

前年度に比べて、全体額も、1人当たりも増加しています。これは、主に、医療の高度化などによるものと考えられます。

続きまして、11ページをご覧ください。

「1人当たり保険税・現年度分調定額及び、療養諸費・費用額の推移」についてです。先ほど、8ページから10ページの説明の中でも、少し触れさせていただいたところですが、ここでは、平成25年度から30年度までの経年で見てみたいと思います。

まず、保険税からです。上の表の一番右、30年度の部分の上から2段目をご覧ください。30年度の1人当たり保険税額、つまり、保険税としてお支払いいただくべき金額については、現年度分で、7万9,593円で、前年度に比べて微増ですが、平成25年度は、8万3,311円でしたので、25年度を100とみると、30年度は96で、減少していることが分かります。

次に、療養諸費費用額についてです。上の表の一番右、30年度の部分の上から3段目をご覧ください。まず、療養諸費費用額とは、医療費や補装具など、10割分のことです。「尾鷲市は医療費が高い」という場合の、医療費のことになります。

1人当たり療養諸費費用額、つまり、医療費は、30年度は、44万3,122円で、前年度に比べて、1万1,138円、率にして、約2.58%増加しています。

医療費については、国保加入者数の減少などにより、全体額は減少していますが、1人当たりになると増加しています。

また、平成25年度は、38万7,658円でしたので、25年度を100とみると、30年度は114と、25年度から見ても、増加していることが分かります。

結局、尾鷲市の医療費は、増加していることになります。

医療費が増加すると、県全体の医療費も膨らみ、県に納める納付金も増加しますので、ますます、収入不足となってしまいます。

続きまして、12ページをご覧ください。「財政調整基金の推移」についてでございます。財政調整基金は、国保の貯金のことです。

本市の国保事業は、基金を取り崩し、費用の不足分に充てることで、何とか運営ができていた状況にあります。

29年度末の基金残高4,999万5,000円に、30年度中に、1億1,853万8,000円を積み立てて、3,973万1,000円を取り崩しましたので、30年度末の基金残高は、1億2,880万2,000円となりました。

以上で、「国民健康保険事業 平成30年度決算（案）」についての説明とさせていただきます。

きます。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました「国民健康保険事業 平成30年度 決算(案)」について、何か質問はございませんでしょうか？

(委員)

特定健診の受診率が34%ということで、少し上がったかなと思います。

(会長)

昨日、副市長さんと会議が一緒でして、健康ハッピーデーで耳鼻科の先生がそのことを言ってみえて、ドクターの方も健診を受けなみたいなのも言っていたり、健康ハッピーデーの時にもそのことを言ってポスターを貼っていただくとか、事務局にも来ていただいてチラシを配っていただくとかそんなことをしてもいいですねという話を。

(副市長)

事務局に伝えてあります。

(会長)

言っていたいたんですか。そういうことをちょっと意識を持って市民の方が思っていたかと思って。

(委員)

6月のNHKののど自慢大会で、九州のある市の保健師さん5人がのど自慢に出場しまして、特定健診を受けましょうというタスキをかけて、歌を歌ったのは男性保健師、4人の女性保健師がドジョウすくいのような格好をして踊ったと、そして歌い終わったときに、私のこの町は、全国特定健診の受診率が第2位ですと言われました。

私はそれを聞いていて、あれだけの大勢の中で歌を歌って特定健診を受けましょうということを職員が一生懸命になってアピールしていると、そうすると見ている聞いている市民にとっても、「職員さんがあんなに一生懸命になっているんだから受けなきゃ」っていう気持ちになるんだろうなというふうに思いました。そういう意味で7月だったでしょうか、イオンで啓発活動がありました。旗を持って特定健診を受けましょうと。それを見て、尾鷲市もやっと一歩前に進んだかなというふうに思ったところです。そういう勢い、職員の気持ちというのも市民に受けようという気を起こさせる元になるのではないのでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。運営協議会の皆様にも、ぜひいろいろPRの方、お手伝いをさせていただきたいと思います。

他に何かございませんでしょうか？なければここで議案に対する裁決を行いたいと思います。議題1「国民健康保険事業 平成30年度 決算(案)」について賛成していただける方は挙手をもってお願いをいたします。

【 挙手全員 】

挙手全員でございます。ありがとうございます。議題1「国民健康保険事業 平成30年度 決算(案)」は承認されました。ありがとうございます。

6. 議題2

国保財政の見通しについて

(会長)

続きまして、議題2「国保財政の見通しについて」、まず、副市長より一言いただき、その後、引き続き、事務局から説明をお願いします。

(副市長)

皆さんこんばんは、ご紹介いただきました副市長の藤吉でございます。

委員の皆様におかれましては、平素より、本市国民健康保険事業の運営につきまして、格別のご指導、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは「国保財政の見通し」につきまして、座って説明させていただきます。

さきほど決算の話もありましたけど、市の国保財政の状況につきましては非常に厳しいということで昨年度の運営協議会でも、事務局からお話させていただいているとおりでございます。

これにつきましては、国保加入者数の減少などにより、国保税収は年々落ち込み、それとは反対に、医療の高度化や加入者の高齢化などにより、1人当たり医療費は増加しております。本市の1人当たり医療費は、県下でも高い状況となっております。

これまで国保の運営にあたりましては、財政調整基金を取り崩しながら行っており、収支のバランスが取れていない状況でやってまいりました。市としても、今後どうしていくべきなのかということにつきまして、今年度から私を中心としまして、国保の所管課である市民サービス課を事務局としまして、税務課等の関係各課が集まりまして、庁内で国保財政の健全化に向けた検討を行ってまいりました。

今回は、その検討結果につきましてご説明させていただくということで、令和2年度から4年度までの3年間につきまして、例えば加入者がこれからどうなっていくんだということ、それから医療費がこれからどうなっていくんだという見込みであるとか、それから国保としての費用であるとか収入の見込み、これからの推移につきまして検討してまいりました。詳細につきましては、先ほど会長からもお話がありましたとおり、事務局の方から資料を基にご説明させていただきますので、ご意見等賜りますようよろしくお願いしたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。それでは事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料②「国民健康保険の今後の見通しについて」をご覧ください。

1ページ、2ページをご覧ください。まずは、県と市の国保財政のしくみについて説明させていただきます。

国保財政のしくみとは、簡単に言うと、お金の流れのことです。

国民健康保険事業の運営は、平成29年度までは、各市町単独で行ってきましたが、平成30年度からは、県と県内29市町共同で行うこととなりました。

大まかなお金の流れにつきましては、詳しくは、1ページのイメージ図のとおりとなりますが、ポイントは、県内29市町が県に②の納付金を納める、県は県内29市町に医療費などの支払のために③の交付金を交付するという点です。

5ページ、6ページをご覧ください。次に、尾鷲市の国保財政のしくみについてです。今度は、尾鷲市の国保会計のお財布における入と出についての説明になります。5ページを見ながらお聞きください。

県に、⑤の納付金を納めないと、⑦の交付金がもらえません。交付金がもらえないと、④の病院や皆さんへの支払が出来なくなってしまうのです。

今、⑤の納付金を納めたり、⑥の特定健診などの保健事業を行ったり、⑧の葬祭費などのその他の支払をするための財源（収入）が少なくなってきており、毎年、②の国保財政調整基金（国保の貯金）を取り崩して、なんとかやりくりしている状況です。

しかし、このままでは、国保財政調整基金も底をつき、最終的には、病院や皆さんへの支払が出来なくなってしまうことが予想されます。

7ページ、8ページをご覧ください。そこで、今後、どのくらいの費用がかかり、それに対して、どのくらいの収入が見込まれるのか、その結果、どのくらいのお金が不足するのかについて、令和2年度から4年度の3年間で考えていきます。

まずは、今後3年間の費用見込みについて考えてみます。

市で国保事業を行うに当たっては、年間で、約25億の費用がかかっています。

それらの費用は、「県の普通交付金や、市の一般会計からの繰入金財源となっているもの」と、「主に、国保税が財源になっているもの」の大きく2つに分けることができます。

「県の普通交付金や、市の一般会計からの繰入金財源となっているもの」については、それらの費用が増えた場合は、それに伴い、交付金なども増えてその分をカバーしてくれます。

例えば、医療費が増えると、その分、県の普通交付金が増えます。また、保険証の郵送料などの一般的な事務費が増えると、一般会計からの繰出金が増えます。

ですので、それらの費用については、特に考える必要はありません。

そこで、「主に、国保税が財源になっているもの」、具体的には、9ページ、10ページの一番右欄に○がついているものについて、今後、3年間でどのくらいの費用がかかるのかを考えてみます。

9ページ、10ページをご覧ください。現在の市の国保会計の費用の一覧表になります。一番左から、予算書に記載されている予算科目、その隣に主な内容、参考として、令和元年度の予算額、財源（何がもとになっているのか、国保税以外か、それとも国保税か）を記載しています。

それでは、一番上から順番に見ていきます。

①総務費は、職員の人件費や委託料等の事務費などです。これらのほとんどについて、市の一般会計からの繰入金や交付金が財源となりますが、納税相談員の賃金については、主に国保税が財源となります。

次に、○番号がふられていませんが、保険給付費のなかの、療養給付費や高額療養費などです。これらは、皆さんの医療費に関係するもので、令和元年度の当初予算額としては、17億4,450万9,000円ですが、これらについては、県の普通交付金が財源となります。よって、特に考える必要はありません。

②保険給付費のなかの、出産育児諸費です。これは、国保加入者が出産された時に、4

2万円／人支給するものと、その審査支払手数料210円／件です。この費用に対しては、市の一般会計から2／3の繰入金があります。よって、残りの1／3のみ、主に国保税が財源となります。なお、審査支払手数料に対しては、一般会計からの繰入金はありませので、この分も国保税が財源となります。

③葬祭費、④審査支払手数料、⑤国民健康保険事業費納付金、⑥共同事業拠出金については、国保税が財源となります。

⑦保健事業費については、特定健診や脳ドック、レセプト点検業務委託料などです。令和元年度の当初予算額は、2,737万3,000円ですが、これらのうち、特定健診の費用については、一部、県からの特定健診負担金が充てられますので、それを差し引いた残りの部分については、国保税が財源となります。

⑧基金積立金、⑨公債費、⑩諸支出金については、国保税が財源となります。

以上、表の一番右欄に○がついている部分、黒の太枠で囲ってある部分については、主に、国保税が財源となりますので、今後3年間の費用の見込みを立てます。

11ページをご覧ください。11ページから13ページまでが、主に、国保税が財源になっている費用の見込み額の算出方法となります。

ここに記載しているように見込んだ結果が、資料④の「費用と収入の今後3年間の見込表」のとおりとなりますので、同時に、資料④の1ページもご覧ください。

すみませんが、ここからは、資料②と資料④の両方を並べて、ご覧ください。

それでは、資料②の11ページです。①納税相談員の賃金です。令和2年度からの相談員の雇用体制及び雇用人数等が不明なため、1年度の当初予算を参考に、1人当たり83万円で3人分として見込みました。

その結果、資料④の1ページの上段をご覧ください。①令和2年度以降、各年度249万円、3年間で合計747万円と見込みました。

(資料②の)11ページ②出産育児諸費です。平成26年度から30年度までの5年間の平均、1年当たり12件及び、30年度実績8件を参考に見込みました。

その結果、資料④の1ページの②、令和2年度以降、各年度8件ずつ、112万1,680円、3年間で合計：336万5,040円と見込みました。

11ページ③葬祭費です。平成26年度から30年度までの5年間の平均、1年当たり40件及び、30年度実績38件を参考に、国保加入者の減少に伴い、死亡件数も減少すると見込みました。

その結果、資料④の1ページの③、令和2年度：40件、200万円、3年度：38件、190万円、4年度：36件、180万円、3年間で合計570万円と見込みました。

12ページ④審査支払手数料です。単価×レセプト件数、レセプトとは病院から市への請求書のことです。

単価については、2年に1回の見直しがあり、増加傾向と見込みました。レセプト件数については、過去3年間の件数を参考に減少傾向と見込みました。

その結果、資料④の1ページの④、令和2年度：449万6,387円、3年度：419万6,002円、4年度：417万8,283円、3年間で合計：1,287万672円と見込みました。

12ページ⑤国民健康保険事業費納付金については、資料③で、後ほど説明させていただきます。

12ページ⑥共同事業拠出金です。こちらについては、これまでの実績を参考に見込みました。

その結果、資料④の2ページの⑥、令和2年度以降、各年度1,000円、3年間で合

計3, 000円と見込みました。

12ページ⑦保健事業費です。主だった4つの内容の見込みについて説明させていただきます。まず、1つ目、事業費用の大半を占めるのは、特定健診の委託料です。受診率は、目標値ではなく、県平均も参考に、達成可能な40%で見込みました。また、特定健診の費用については、一部、県からの特定健診負担金が充てられますので、それを差し引いた残りの部分について見込みました。

次に、2つ目、レセプト点検業務委託料については、現在の委託料を参考に、レセプト件数の減少を加味し見込みました。

次に、3つ目、脳ドック検診については、現在の委託料を参考に、国保加入者数の減少を加味し見込みました。

13ページをご覧ください。最後に、ジェネリック医薬品の差額通知や医療費通知、糖尿病性腎症重症化予防事業の受診勧奨通知などに係る、通知作成費用や郵送料などについても、これまでの実績を参考に、加入者数の減少を加味し見込みました。

最終的に、保健事業費としては、資料④の2ページの⑦、令和2年度：1, 814万8, 951円、3年度：1, 740万9, 706円、4年度：1, 646万1, 213円、3年間で合計5, 201万9, 870円と見込みました。

13ページ⑧基金積立金です。これは、国保の貯金ですが、毎年100万円ずつと見込んでいます。これは、決算時に発生する前年度からの繰越金を基金に積み立てるものです。基金（貯金）を増やすということではありません。

その結果、資料④の2ページの⑧、令和2年度以降、各年度100万円、3年間で合計300万円と見込みました。

13ページ⑨公債費です。これまで、銀行から借入れを行った実績はありませんので、これまでの予算計上額を参考に見込みました。

その結果、資料④の2ページの⑨、令和2年度以降、各年度13万2, 000円、3年間で合計39万6, 000円と見込みました。

13ページ⑩諸支出金（国保税還付金）です。毎年変動があるため、これまでの予算計上額を参考に見込みました。

その結果、資料④の2ページの⑩、令和2年度以降、各年度198万円、3年間で合計594万円と見込みました。

資料②の12ページの⑤国民健康保険事業費納付金の見込みについて、説明させていただきますので、資料③の「国民健康保険事業費納付金の見込みについて」をご覧ください。ここからしばらくは、資料③のみを使用し説明させていただきます。

1ページをご覧ください。国民健康保険事業費納付金とは、平成30年度からの国保事業改革により、県が県全体の医療費などを推計し、それを一定のルールに基づいて各市町に按分し、各市町から費用として徴収することになりました。この県から徴収される費用が納付金です。

2ページをご覧ください。納付金の内訳としては、「医療分」と「後期高齢者支援金分」と「介護分」の3つに分けられています。「医療分」は、加入者の皆さんの医療費に充てられる分です。「後期高齢者支援金分」は、75歳以上の方が加入される後期高齢者医療制度を支援するための分となります。「介護分」は、介護保険制度を支援するための分となります。

3ページをご覧ください。まず、納付金算定の流れについてです。①各年度の県全体の医療費などを見込みます。②各年度の県全体の納付金総額を見込みます。③県全体の納付

金総額を市町ごとに按分します。

3ページ下に、具体的な見込み方について、点線枠で囲って記載しておりますが、5ページ以降の見込みの中で、説明させていただきます。

それでは、医療分の納付金の見込みについて説明させていただきますので、5ページをご覧ください。

県全体の74歳までの人口の推移についてです。県全体の医療費総額を見込むために、県全体の国保加入者数を見込む必要がありますので、まずは、県全体の人口を見込みました。

なお、国保加入者は74歳までの方となりますので、74歳までの人口を見込みました。年々、減少傾向と見込みました。

続いて、6ページをご覧ください。県全体の国保加入者数の推移についてです。グラフの赤色の部分、団塊の世代の影響で、令和1年度の36万6,033人から2年度、3年度には37万400人と、一時的に増加しますが、4年度以降は団塊の世代の方が後期高齢者、75歳以上になりますので減少と見込みました。

続いて、7ページをご覧ください。県全体の国保加入者1人当たり医療費の推移についてです。平成25年度から30年度の5年間の伸び率16.47%のうち、特殊事情3%を考慮し、5年間で13.47%伸びたとすると、1年間で2.55%ずつ伸びることになります。

それを参考に、令和1年度からは、毎年、2.55%ずつ伸びると考えました。1人当たり医療費は、医療の高度化や加入者の高齢化などから、年々増加傾向と見込んでいます。

続いて、8ページをご覧ください。県全体の医療分の納付金の推移についてです。県全体の医療費総額から、国などからの交付金を差し引き、県全体の納付金総額を見込みました。

県全体の医療費総額は、県が見込んだ令和1年度の見込額から見ると、令和2年度には一時的に減少し、その後は、1人当たり医療費の増加と国保加入者数の微増などにより増加と見込みました。また、それに伴い、県全体の納付金額も増減を見込みました。

続いて、9ページをご覧ください。ここまでが、県全体の医療分の納付金の見込みです。次に、この医療分の納付金のうち、尾鷲市がいくら負担するのかを考えます。

続いて、10ページをご覧ください。尾鷲市の74歳までの人口の推移についてです。国保加入者は74歳までの方となりますので、74歳までの人口を見込みました。年々、減少傾向と見込みました。

続いて、11ページをご覧ください。尾鷲市の国保加入者数の推移についてです。尾鷲市の国保加入者数全体としては減少傾向です。県のように一時的にでも増加はしませんが、団塊の世代の影響で、緩やかに減少すると見込んでいます。

続いて、12ページをご覧ください。県全体の国保加入世帯数の推移についてです。県全体の国保加入世帯数は、県全体の納付金を各市町に按分する時に必要となります。県全体の国保加入世帯数は、令和1年度から3年度にかけて、一時的に増加しますが、4年度は減少と見込みました。

続いて、13ページをご覧ください。尾鷲市の国保加入世帯数の推移についてです。県の世帯数と同じ方法で見込んだ結果、尾鷲市の国保加入世帯数も減少と見込みました。

続いて、14ページをご覧ください。8ページの県全体の医療分の納付金を県内29市町で按分します。按分方法は、次の①～③で、最後に、④のその他控除分を差し引きます。①市の所得が県内の所得の何%を占めているのか、②市の加入者数や加入世帯数が県内の何%を占めているのか、尾鷲市の所得、加入者数や加入世帯数は、県内においても少ない

方なので、納付金の負担割合も少ないです。

続いて、15ページをご覧ください。③1人当たり医療費が全国平均より高いのか、低いのか、医療費指数と言いますが、こちらにつきましては、平成30年度、令和1年度の納付金算定時の医療費指数を参考に見込みました。両年度とも、全国平均よりも高かったため、今後も高いと見込みました。

次に、この医療費指数をどの程度、納付金を按分する時に反映させるのかということですが、これを医療費指数反映係数と言いますが、令和2年度は0.7、3年度は0.5、4年度は0.3と三重県の運営方針の中で決められています。

尾鷲市のように、医療費が高いところにとっては、この係数が小さくなればなるほど、納付金の負担が小さくてすむことになります。

④最後に、その他の控除分を差し引きます。これは、国から県への交付金のうち、市の取組みなどに対して配分する分について、事前に納付金から差し引く分になります。これについては、平成30年度、令和1年度を参考に、760万9,000円と見込みました。

その他の控除分を差し引く前の、按分直後の尾鷲市の医療分の納付金は、県全体の約1.04%から1.12%と見込んでいます。

続いて、16ページをご覧ください。尾鷲市の医療分の納付金の推移です。令和2年度以降においては、交付金等の返還金が県全体で平準化されることもあり、令和1年度の県算定値と比較すると、一時的に減少するけれども、1人当たり医療費は増加傾向であることから、令和3年度で微増、令和4年度では、団塊の世代が後期高齢者に移行し始めるので、被保険者数が減少見込みとなることから、納付金も減少と見込みました。

尾鷲市は、県内でも所得が低く、加入者数及び加入世帯数も少ないので、負担する納付金額が少ないですが、医療費が高いため、その分加算があります。

以上が、医療分の納付金の見込みの説明となります。

続きまして、後期高齢者支援金分の納付金の説明となります。18ページをご覧ください。国保加入者1人当たりの後期高齢者支援金の単価の推移についてです。

まず、後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度、75歳以上の方の医療費について、現役世代が負担する分として、全国の国民健康保険や社会保険、組合保険などから集められるものです。

国保加入者1人当たりの単価、負担額は、毎年、国から通知され、年々増加しています。平成28年度から令和1年度までの国から通知された単価の平均伸び率2.3%を参考に、今後も、2.3%ずつの増加と見込みました。

続きまして、19ページをご覧ください。後期高齢者支援金分の算定人数の推移についてです。

人数については、前々年度の確定人数に、国が示す係数を乗じて算定され、国から通知があります。国保加入者数の減少に伴い、減少と見込みました。

続きまして、20ページをご覧ください。県全体の後期高齢者支援金分の納付金の推移についてです。18ページの1人当たり単価と、19ページの算定人数から、県全体の後期高齢者支援金を見込み、そこから、国からの交付金などを差し引き、県全体の納付金総額を見込みました。

県全体の納付金総額は、1人当たり単価が増加見込みですが、算定人数の減少などにより、令和3年度までは減少、4年度は増加と見込みました。

続きまして、21ページをご覧ください。20ページの県全体の納付金を市町で按分します。按分方法は①、②です。①市の所得が県内の所得の何%を占めているのか、②市の

加入者数や加入世帯数が県内の何%を占めているのか。

尾鷲市の所得、加入者数や加入世帯数は、県内においても少ない方なので、納付金の負担割合も少なくてすみます。

以上より、尾鷲市の後期高齢者支援金分の納付金は、県全体の約1.01%から1.06%と見込んでいます。

続きまして、22ページをご覧ください。尾鷲市の後期高齢者支援金分の納付金の推移についてです。令和3年度までは減少、4年度については県全体の納付金額の増加に伴い増加と見込みました。

続きまして、介護分の納付金の説明となります。24ページをご覧ください。国保加入者1人当たりの介護分の単価の推移についてです。

まず、介護分は、介護保険制度について、現役世代が負担する分として、全国の国民健康保険や社会保険、組合保険などから集められるものです。

国保加入者1人当たりの単価、負担額は、毎年、国から通知され、年々増加しています。平成28年度から令和1年度までの国から通知された単価の平均伸び率3.8%を参考に、今後も、3.8%ずつの増加と見込みました。

続きまして、25ページをご覧ください。介護分の算定人数の推移についてです。人数については、前々年度の確定人数に、国が示す係数を乗じて算定され、国から通知があります。国保加入者数の減少に伴い、今後は減少と見込みました。

続きまして、26ページをご覧ください。県全体の介護分の納付金の推移についてです。24ページの国保加入者1人当たりの介護分の単価と、25ページの算定人数から、県全体の介護分を見込み、そこから、国からの交付金などを差し引き、県全体の納付金総額を見込みました。

県全体の納付金総額は、1人当たり単価が増加見込みですが、算定人数の減少などにより、令和3年度までは減少、その後は増加と見込みました。

続きまして、27ページをご覧ください。県全体の介護世代（40歳から64歳まで）の人口の推移についてです。

県全体の介護分の納付金のうち、尾鷲市がいくら負担するのかを考えるためには、県全体と尾鷲市の介護世代、40歳から64歳までの国保加入者数を見込む必要があります。そのために、まず、県全体の人口を見込みました。県全体の40歳から64歳までの人口は減少傾向と見込みました。

続きまして、28ページをご覧ください。県全体の介護世代（40歳から64歳まで）の国保加入者数の推移についてです。県全体の40歳から64歳までの国保加入者数は減少傾向と見込みました。

続きまして、29ページをご覧ください。尾鷲市の介護世代（40歳から64歳まで）の人口の推移についてです。尾鷲市の介護世代（40歳から64歳まで）の国保加入者数を見込むために、尾鷲市の人口を見込みました。尾鷲市の40歳から64歳までの人口は減少傾向と見込みました。

続きまして、30ページをご覧ください。尾鷲市の介護世代の国保加入者数の推移についてです。尾鷲市の40歳から64歳までの国保加入者数は減少傾向と見込みました。

続きまして、31ページをご覧ください。県全体の介護世代の国保加入世帯数の推移についてです。県全体の介護分の納付金のうち、尾鷲市がいくら負担するのかを考えるためには、県全体と尾鷲市の介護世代の国保加入世帯数を見込む必要があります。県全体の介護世代の国保加入世帯数は減少傾向と見込みました。

続きまして、32ページをご覧ください。尾鷲市の介護世代の国保加入世帯数の推移についてです。尾鷲市の介護世代の国保加入世帯数は減少傾向と見込みました。

続きまして、33ページをご覧ください。26ページの県全体の納付金を29市町で按分します。按分方法は①、②です。①市の所得が県内の所得の何%を占めているのか、②市の加入者数や加入世帯数が県内の何%を占めているのか。

尾鷲市の所得、加入者数や加入世帯数は、県内においても少ない方なので、納付金の負担割合も少なくてすみます。

以上より、尾鷲市の介護分の納付金は、県全体の約1.14%から1.15%と見込んでいます。

続きまして、34ページをご覧ください。尾鷲市の介護分の納付金の推移についてです。令和3年度までは減少、4年度については県全体の納付金額の増加に伴い、増加と見込みました。

以上が、国民健康保険事業費納付金の3年間の見込みとなります。

ここで、資料④の1ページの最下段、⑤をご覧ください。納付金全体の見込みは、令和2年度：5億5,220万9,937円、3年度：5億4,388万3,826円、4年度：5億4,575万4,831円、3年間で合計：16億4,184万8,594円と見込みました。

なお、各市町が負担する納付金につきましては、本来、県が県全体の医療費や加入者数などの推計をもとに見込むべきものですが、県においては、今後3年間の見込みは示されないの、市事務局にて、過去の県全体の医療費や加入者数などの少ない情報の中から、まずは県全体分を見込み、次に、市への按分額を見込んだところでございます。

以上で、主に、国保税が財源となっている費用の今後3年間の見込額の総額が、資料④の2ページの最下段の一番右、17億3,261万3,176円となります。

資料③の説明は以上となります。

再度、資料②の14ページをご覧ください。今後3年間の収入見込みについてです。先ほどの費用に対して、現状のままで、どのくらいの収入が見込めるのかについて考えていきます。

その際には、県からの交付金や、市の一般会計からの繰入金などで、どの費用に充てるための収入かが決まっているものについては、すでに、費用を見込んだ時に、それに対する収入として差し引いているので、ここでは、収入としては考える必要はありません。

そこで、どの費用に充てられるのか決まっていない収入、具体的には、15ページ、16ページの一番右欄に○がついているものについて、今後、どのくらい見込めるのかを考えてみます。

15ページ、16ページをご覧ください。現在の市の国保会計の収入の一覧表になります。一番左から、予算書に記載されている予算科目、主な内容、参考として、令和元年度の予算額、どの費用に充てられるかが決まっているのか、決まっていないのかを記載しています。

決まっているものは、上から5段目の、県支出金・県からの交付金の中の、普通交付金です。令和元年度予算額で、17億4,450万6,000円ですが、これは、皆さんの医療費に関係するもので、保険給付費に充てられます。

次に、③県支出金・県からの交付金の中の、特別交付金です。このうち、特定健診負担金と一部、国の特別調整交付金は、保健事業と総務費の中の負担金に充てられます。

次に、15ページの最下段の職員給与費等繰入金は、総務費に、16ページの出産育児

一時金等繰入金は、出産育児諸費に充てられます。

次に、16ページの最下段、第三者納付金等は、保険給付費に充てられます。

以上が、どの費用に充てられるのか決まっている収入となり、費用を見込んだ時に、それに対する収入として差し引いているので、ここでは、収入としては考える必要はありません。

ですので、一番右欄に○がついているものについて、今後、3年間でどのくらいの費用がかかるのかを考えてみます。

17ページをご覧ください。

17ページから20ページまでが、収入の見込み額の算出方法となります。ここに記載しているように見込んだ結果が、資料④の「費用と収入の今後3年間の見込表」のとおりとなりますので、同時に、資料④の3ページ、4ページもご覧ください。

すみませんが、ここからは、資料②と資料④の両方を並べて、ご覧ください。

それでは、資料②の17ページです。国保税の現年度分です。これは、皆さんから納めていただく国保税となります。

所得によって算定される部分と、固定資産によって算定される部分の平成26年度から30年度の5年間における増減率に、加入世帯数、加入者数の増減を加味し、収納率を乗じて見込みました。

その結果、資料④の3ページの上段①、令和2年度：3億857万2,450円、3年度：3億254万4,759円、4年度：2億8,999万6,878円、3年間で合計：9億111万4,087円と見込みました。

17ページ、②国保税の過年度分です。これも、皆さんから納めていただく国保税ですが、前年度以前の分となります。平成26年度から30年度の収入済額の減少率の平均を参考に見込みました。

その結果、資料④の3ページの②、令和2年度：1,889万5,541円、3年度：1,802万397円、4年度：1,639万8,561円、3年間で合計：5,331万4,499円と見込みました。

ここで、資料②にお戻りください。18ページのカラーのページになります。国保税収納額の推移の表をご覧ください。

平成26年度から令和4年度までの、保険税収納額の推移となります。令和1年度以降は、現在の税率で算定した見込み額になります。

加入者数の減少などにより、課税額自体が減少傾向であることなどから、今後も減収が見込まれます。

19ページをご覧ください。③県からの交付金、特別交付金です。

県繰入金2号、国の保険者努力支援制度に係る交付金、国の特別調整交付金の3種類あります。

国や県が定める市の取組みを評価するための基準が毎年変更されるので、正確な見込みが難しいため、令和元年度の当初予算計上額を参考に見込みました。

特定健診負担金につきましては、保健事業の費用から差し引いているため、ここには計上していません。

その結果、資料④の3ページの③、令和2年度：4,848万3,177円、3年度：4,848万3,832円、4年度：4,848万5,469円、3年間で合計：1億4,545万2,478円と見込みました。

19ページをご覧ください。④財産収入です。これは、国保の貯金である国保財政調整基金の利息です。令和元年度の当初予算計上額を参考に見込みました。

その結果、資料④の3ページの④、令和2年度以降、各年度1,000円、3年間で合計：3,000円と見込みました。

19ページをご覧ください。⑤国保財政安定化支援事業繰入金です。これは、国保財政の健全化のために、毎年、国から交付税として市に入ってきます。正確な見込みが難しいため、令和元年度の当初予算計上額を参考に見込みました。

その結果、資料④の3ページの⑤、令和2年度以降、各年度3,485万4,000円、3年間で合計：1億456万2,000円と見込みました。

20ページをご覧ください。⑥保険基盤安定繰入金です。これは、加入者の所得などに応じて、保険税が軽減、安く算定されている部分などに対する、一般会計からの繰入金です。国保税の現年度分見込みをもとに算定しました。

その結果、資料④の3ページの⑥、令和2年度：1億772万1,357円、3年度：1億703万6,142円、4年度：1億436万9,083円、3年間で合計：3億1,912万6,582円と見込みました。

20ページをご覧ください。⑦財政調整基金繰入金です。これは、国保の貯金を取り崩したもので、3年間で3,500万円取り崩す見込みとしました。令和1年度末での基金残高を7,500万円と見込んでいますので、3,500万円取り崩し、3年後の基金残高は、4,000万円になる見込みです。

資料④の4ページの⑦、3年間で、3,500万円なので、令和2年度：1,167万円、3年度：1,167万円、4年度：1,166万円、3年間で合計：3,500万円となります。

20ページをご覧ください。⑧繰越金は、決算において、収入が費用より多い場合に発生する差額は、翌年度に繰越しされます。令和2年度以降は、毎年100万円と見込みました。これは、主に、保健事業費の特定健診等事業費において発生するものと考えています。

資料④の4ページの⑧、令和2年度以降、各年度100万円、3年間で合計：300万円と見込みました。

20ページをご覧ください。⑨諸収入・延滞金で、国保税に係るものです。平成26年度から30年度の延滞金収入済額の減少率の平均を参考に見込みました。

資料④の4ページの⑨、令和2年度：340万2,000円、3年度：306万1,800円、4年度：275万5,600円、3年間で合計：921万9,400円と見込みました。

以上、資料④の4ページの右下、3年間でこれらの合計が15億7,079万2,046円となります。

資料②の21ページをご覧ください。右上に記載してありますが、資料④の今後3年間の費用と収入の差引額を表したものになります。

繰り返しになりますが、今後3年間の費用が17億3,261万3,176円、それに対して、今後3年間の収入が15億7,079万2,046円、その差引額が表の最下段、右下、1億6,182万1,130円となり、これが今後3年間で不足する額となります。

22ページをご覧ください。以上が、今後3年間の費用と収入及び、不足額の見込みです。

今後3年間で、約1億6,100万円が不足する見込みです。

早急に、費用を減らすか、収入を増やすかのいずれかを考えないといけません。

まず、費用を減らす方法は、費用の大半を占める「県への納付金」を減らすことです。納付金を減らす方法としては、医療費を削減するという方法が考えられます。

医療費を削減するためには、保健事業を継続して実施していくことが大切です。ただし、保健事業の継続実施は、将来的には医療費の削減に繋がる可能性が高いですが、すぐには効果が表れにくいと考えられます。

23ページをご覧ください。よって、収入を増やす方法しかありません。収入を増やす方法としては、県などからの交付金を獲得する、財政調整基金を取り崩す、国保税収入を増加させるという、3つの方法があります。

まず、県などからの交付金を獲得することについてです。市として、これまで以上に、医療費の削減や収納率の向上などに取組み、交付金獲得に努めることはもちろんですが、不足額約1億6,100万円を補てんできるほどの交付金獲得は難しいのが現状です。

次に、財政調整基金を取り崩すことについてです。令和1年度末の基金残高は、7,500万円と見込んでいます。令和2年度の不足額は、21ページのとおり、約4,800万円の見込みですので、基金の取崩しで対応できそうに思われますが、費用を最低限必要であろうというラインで見込んだ結果の不足額なので、もし、見込みよりも費用が多くかかった場合は、基金を全額取り崩したとしても足りません。

24ページをご覧ください。また、令和2年度の不足額が見込み通りであったとしても、基金を取り崩し、基金残高を0円に近づけるということは、今後の財政運営を考える上で大変危険であると考えます。

よって、今回、平成23年度に改正し、それ以降据え置いている国民健康保険税の税率を見直し、国保税収を増加させる方法を取らせていただきたいと思います。

以上で、説明とさせていただきます。

(会長)

はい、大変長い時間ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました「国保財政の見直し」について、何かご質問がございましたら、忌憚のないご意見をお聞かせください。

(委員)

資料②の24ページの最後の「よって」と書いてあるこの3行、これはもう答えですよ。これを言いたいがために、今までとうとうと述べて、国保税率を見直してっていうことで、税率を上げるしかないという感じになるんですけども、ちょっとそれは置いておいて、ちょっとよくわからないところが資料④の1ページ、ちょっと私よくわからないんですけど、④ですね。この審査支払手数料、病院から市への請求書(レセプト)の内容についてのチェック費用、449万6,387円、それと2ページの⑦、特定健診や脳ドック、その次にレセプト点検委託料、こちらのレセプト点検委託料は特定健診と脳ドック用ですか？

(事務局)

⑦のレセプト点検委託料の方ですよ。こちらにつきましては、各市町村で行うレセプトの二次点検の委託料になります。上の方の審査支払手数料の方のレセプトの内容についてのチェック費用というのは、国保連合会さんの方が一次点検ということでレセプトの点検をひと通り一回してくれるんですけども、そのための国保連合会さんへ支払う審査支払手数料なので、その一回点検を受けたレセプトが市町村へ来るんですけど、それを市町村の方で二次点検するという意味合いの⑦の委託料というところです。

(委員)

そうすると④より⑦のほうが一桁高いですね。

(事務局)

⑦の方は特定健診の委託料とか脳ドックとかいろんなものが含まれてます。その中のレセプト点検委託料につきましては、約250万円です。

(委員)

それぐらいですか、なるほど。わかりました。これなんかはやはり、手数料かけるレセプト件数ということで、1枚いくらと大体言えるわけですか。

(事務局)

1枚いくらということで国保連合会さんの方とで決まっています。

(委員)

こういうのをどんどん安くしてもらおうとか、あんまり変わらないですかね。

(事務局)

安くしてほしいですけども、単価自体は年々上がってきています。今回推計するにあたって、ここ何年間かさかのぼって単価がどうなっているか見てみたんですけど、やっぱり下がってはないですね。上がってきてます。

(委員)

なるべく安い方がいいんですけどね。現状そうでしょうね。わかりました。さっきはいらんことを、保険税率を上げるしかないだろうと言ってしまいまして、すみません。

(会長)

いえいえ、忌憚のないご意見をぜひどんどん言ってください。他にどなたかございませんでしょうか。

(委員)

保険税率を上げやな仕方ないんだろうなという結論と、この不足分で税率を上げるのを算定するということになるんですよ。それで保険税率の資料④の3ページの国保税というのが一番多い部分になるんですが、これをですね、資料②の18ページを見てると、現年度収納率93%をかけてると書いてあるんですが、資料①の説明では、82%ぐらいでしたよね。これ大丈夫なんですか、10%下がるんですけど。93%で計算しとってよいのかなと思ったので。それだったら足りないという話になってきますので。

(事務局：市民サービス課)

先ほど決算の折に説明した数値だと思うんですけど、82%の数値というのは、現年と過年の全体の収納率のことです。93%というのは現年度分のみの収納率になりますので、今回の保険税の推移を見る折にですね、現年度の見込み方と過年度の見込み方を変えておりますので、共通の収納率を採るわけではなくて、別計算とさせていただいておりますので、決算の折の82%を適用しているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

います。

(委員)

そういうことですね、93%で大丈夫だということですね。わかりました。

(会長)

私も少し質問させていただいてよろしいでしょうか。資料④の1ページの①ですね、納税相談員の賃金ということで、747万円ということで、納税相談員というのは滞納している方たちに督促とかいろんな相談に乗る方の賃金ですか、割と大きい金額なんで、これは税務課だけではあれなんで、納税相談員がいる方がいいんですね？

(事務局：市民サービス課)

納税相談員という制度は、相当前から長く使われている制度です。私も国保税の徴収に回っていたこともあるんですけども、平成元年の頃なんですけど、その頃にもやはり職員全体で回り切れないというところがたくさんあります。それから、やはり尾鷲市の場合ですね、口座加入の推進はするんですけども、なかなか口座加入をしていただける方ばかりではないということですね、足を運ぶ必要性というのは今後もある程度あるのではないかと考えております。ですので、こまめに回っていただくという部分ですね、納税相談員の方に足を運んでいただけるということは相当貴重なものであると考えております。

(事務局：税務課)

補足させていただいてよろしいでしょうか。納税相談員は3名分で、相談ということで単に集金ということばかりではないんですが、今、市民サービス課長が言ったとおりですね、市税も国保税も含めてですね、なかなか収納率が低迷している時代がありまして、だいぶ前に導入してですね、足で稼ぐと言ったらあれなんですけど、うっかり忘れとかですね、今でも対応してもらっている部分がありまして、あくまでもこれ納税相談員3名分すべての金額ではなくて、国保で負担していただいとる金額の合計ということで、とらえていただいたらよろしいかと思えます。

(会長)

わかりました。そのまま引き続いて、資料②の③ですけども、葬祭費として、加入者が死亡された際に5万円という支給、これは世帯主さんに払うんですね？私も主人が6年前に亡くなったときにいただいて、そのあと例えば、私が世帯主ですね。そうすると私が死んだらもらえるんですか。世帯主として国保税を払っているということは。

(事務局)

国保に加入していただいている方が亡くなられたときに、世帯主であろうとなかろうととにかく国保に加入されている方が亡くなったときは、一律5万円をお支払いしています。

(会長)

これは全国一律というか、決まっているんですか？結構金額大きいですよ、これからだんだん高齢者が増えてきて。

(事務局)

これは一応市単位の制度になってますので、もしかすると違う金額を設定している保険者さんがおられるかもしれません。それから先ほどの補足をさせていただくんですけども、お金の受取人になれる方は、葬儀の主催者、喪主さんというのが決まりとなっております。

(会長)

これも大きいかなと思いましたが、ありがとうございます。

(委員)

税率を見直す時の、少しクッションになるかなと思いますのが、保健事業の助成金が出ていますでしょ。その助成金が、去年ずっと見ておっても、国保から助成金が出ているんですよというのが、ローカル新聞の中の取材の中に出てきたのって、1件だけだったと思うんですよ。ですからそういうあたりも、もうちょっとPRをして、国保の方が健康づくりのために、こういう料理教室をやってます、こういう老人会のイベントに助成金を出してますというあたりをもう少しPRしてもらったり、ただお金をばらまくんじゃなくて、その時の報告書、実績報告書みたいなのを上げてもらって、どのようにPRしてもらったか、国保の支援を話してもらったのかというあたりを些細なお金ですけど、入れてもらってもいいのではないかなと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にどなたか、説明で分かりにくかったとか、これを聞きたいとかございませんでしょうか。

(委員)

先ほど委員の方から出ていたけど、結果ありきで今日の会議が進んできたということですね、これ資料をもらったときにも結果は出とったんさね。今日いろいろ話を聞かせてもらって、今日決めるんですか？この一番最後の方法を採らせていただきたいと。

(会長)

違います。

(事務局)

前年度の折にもですね、将来の財政の国保税の部分について検討させていただきたいという話をさせていただいたと思うんですけども、その話の流れの中でですね、今年度4月早々よりですね、3年間の将来の見通しを立ててですね、今後どういうふうに国保財政を考えていくのかと、それを運営協議会の方々にも聞いていただいてですね、今現状、事務局として尾鷲市として考えている中身としては、国保税を上げざるを得ないんじゃないかという意見を持っております。これは4月からずっと作業してきた中でですね、導き出したというか、数字として出してきた結論となっております。それを運営協議会の皆さんに聞いていただく、それからそれをどうしていくかということと一緒に考えていただくという中で、ひとつの今現在の事務局案として出させてもらったのが、今日の数字ということをご理解いただきたいと思います。

(委員)

はい、わかりました。

(会長)

はい、ありがとうございました。委員さんの方はもうよろしいでしょうか？事務局の方はこれで説明はよろしいでしょうか？それでは以上でよろしいですか？

それでは、大門委員さんもおっしゃっていただいたんですけども、私たちも思うところがありまして、ただいま事務局から来年度、令和2年度からの税率改正が必要であるとの説明がございました。厳しい財政状況だということは、昨年度も説明がありましたが、このままいくと来年度の予算が組めないかもしれないということで、早急に対応策を考えなければならぬということでございます。

費用の削減や収入の増加策を考える中で、平成23年度以降据え置いていた税率をいよいよ見直す時期に来ているという感じを私自身も受けました。

事務局においては、引き続き医療費の削減などに対する取り組みを進め、国や県からの交付金が獲得できるよう、これまで以上に努めていただきながら、来年度からの税率改正に向けて早急に具体案を検討していただきまして、検討結果を運営協議会の委員の皆様へ提示をしていただきたいと思います。大変だとは思いますが、事務局、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。事務局それでよろしいでしょうか？わかっていたけましたでしょうか？今日は決して採決とかそのようなことではございませんので、事情を説明していただきました。

それでは、その他に入らせていただきます。委員の方から何か言い忘れたこととか、これを聞いておきたかったこととかございませんでしょうか？事務局の方はこれでよろしいですか？無いようでございます。

これをもちまして、令和元年度第1回尾鷲市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を閉会いたします。本日は本当に長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。どうぞお気を付けてお帰りください。本日はありがとうございます。